

第5号議案

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例を、次のように制定するものとする。

令和3年3月2日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

別紙のとおり

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案
する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例

(蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正)

第1条 蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年蒲郡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

(蒲郡市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 蒲郡市国民健康保険条例（昭和34年蒲郡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。